

独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務
及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書

平成15年10月3日認可

変更 平成27年3月31日認可

変更 平成28年11月8日認可

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(法人運営の基本方針)

第2条 信用基金は、その行う業務が農林漁業の健全な発展に資すること等を目的とし、公共性、透明性及び自主性の原則の下に確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、林業者、農業共済団体、漁業共済団体等の関係機関と緊密な連携を図り、その業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

2 信用基金は、前項の基本方針を役員及び職員（以下「役職員」という。）の業務運営に反映させるため、役職員の倫理及び行動の指針を定めるものとする。

(用語)

第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「農災法」という。）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「漁災法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 内部統制に関する基本的事項

(内部統制に関する基本方針)

第4条 信用基金は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、信用基金法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第5条 信用基金は、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を設置し、その運営と役員の分掌に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第6条 信用基金は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定及び評価に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。

- (1) 中期計画等の策定過程の整備
- (2) 中期計画等の進捗管理体制の整備
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 部門の業務手順の作成
- (6) 評価活動の適切な運営に関する事項
 - イ 業務手順に沿った運営
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- (7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第7条 信用基金は、内部統制の推進に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (6) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (9) 研修会の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第8条 信用基金は、業務を適切かつ継続的に実施する上で不確実な要因であるリスクを識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、以下の事項を定める規程を整備するものとする。

その際、金融業務に固有のリスク（保険引受リスク、保証リスク、貸付リスク、運用リスク等）については、できる限り計量化した上で、統合的な管理をするものとする。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) リスクの管理体制
- (3) 業務ごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項

- イ 防災業務計画及び業務継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
- ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
- ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(監事及び監事監査に関する事項)

第9条 信用基金は、監事及び監事監査に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。

- (1) 監事に関する事項
 - イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
 - ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
 - ハ 補助者の独立性に関すること
 - ニ 法人組織規程における権限の明確化
 - ホ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施
- (2) 監事監査に関する事項
 - イ 監事監査規程に基づく監査への協力
 - ロ 補助者への協力
 - ハ 監査結果に対する改善状況の報告
 - ニ 監査報告の農林水産大臣及び理事長への報告
- (3) 監事によるモニタリングに必要な事項
 - イ 監事の役員会等重要な会議への出席
 - ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
 - ハ 信用基金の財産の状況を調査できる仕組み

- ニ 監事と会計監査人との連携
- ホ 監事と内部監査担当部門との連携
- へ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第10条 信用基金は、内部監査を担当する部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第11条 信用基金は、内部通報及び外部通報に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第12条 信用基金は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 長期在籍者の存在把握

2 信用基金は、職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、金融業務を適正かつ効果的・効率的に実施するための職員研修に関する実施方針を定めた規程を整備するものとする。

第3章 農業災害補償関係業務

(資金の貸付け)

第13条 信用基金は、農業共済組合連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）に対して、信用基金が別に定める貸付取扱要領に基づき基本契約を締結して、農災法第142条の8第1項第1号に規定する資金の貸付けを行うものとする。

2 前項の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限は、別表1のとおりとする。

(債務の保証)

第14条 信用基金は、農業共済団体等に対して、信用基金が別に定める債務保証取扱要領に基づき基本契約を締結して、農災法第142条の8第1項第2号に規定する債務の保証

を行うものとする。

- 2 前項の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限は、別表2のとおりとする。

(違約金)

第15条 農災法第142条の10第2項の規定により納付させる違約金の額は、農業共済団体等が信用基金から資金の貸付け又は債務の保証を受けた日から償還した日までの期間につき、貸付金額又は債務の保証をした金額の全額につき年14.5パーセントの割合で計算した額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、違約金に関し必要な事項は、基本契約で定める。

(寄託の引受け)

第16条 信用基金は、農業共済団体等に対して、信用基金が別に定める寄託金取扱要領に基づき基本契約を締結して、農災法第142条の8第2項に規定する金銭の寄託の引受けを行うものとする。

- 2 前項の金銭の寄託の引受けに係る利率及び期限は、別表3のとおりとする。

第4章 漁業災害補償関係業務

(資金の貸付け)

第17条 信用基金は、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会（以下「漁業共済団体」という。）に対して、信用基金が別に定める貸付取扱要領に基づき基本契約を締結して、漁災法第196条の3第1号に規定する資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限は、別表4のとおりとする。

(債務の保証)

第18条 信用基金は、漁業共済団体に対して、信用基金が別に定める債務保証取扱要領に基づき基本契約を締結して、漁災法第196条の3第2号に規定する債務の保証を行うものとする。

- 2 前項の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限は、別表5のとおりとする。

(違約金)

第19条 漁災法第196条の6第2項の規定により納付させる違約金の額は、漁業共済団体が信用基金から資金の貸付け又は債務の保証を受けた日から償還した日までの期間につき、貸付金額又は債務の保証をした金額の全額につき年14.5パーセントの割合で計算した額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、違約金に関し必要な事項は、基本契約で定める。

(寄託の引受け)

第20条 信用基金は、漁業共済団体に対して、信用基金が別に定める寄託金取扱要領に基づき基本契約を締結して、漁災法第196条の3第3号に規定する金銭の寄託の引受けを行うものとする。

2 前項の金銭の寄託の引受けに係る利率及び期限は、別表6のとおりとする。

第5章 業務委託の基準

(業務委託の基準)

第21条 信用基金は、別表7に掲げる業務を効率的に運営するため、農災法第142条の9第1項、第2項及び漁災法第196条の4第1項の規定により、農林中央金庫等へ業務の一部を委託することができる。

2 信用基金は、委託先の選定にあたっては、受託者の信用基金の業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費のコスト低減に十分に配慮するものとする。

3 信用基金は、業務の委託をしようとするときは、受託者と委託契約を締結するものとする。

第6章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第22条 信用基金は、物品又は役務に係る調達契約に関して、競争入札を実施するなどコストの低減に十分に配慮するものとする。

(入札・契約に関する事項)

第23条 信用基金は、入札及び契約に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

第7章 情報の管理等

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第24条 信用基金は、情報システムの整備及び利用に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うもの

とする。

(1) 情報システムの整備に関する事項

- イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
- ハ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み

(2) 情報システムの利用に関する事項

- イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
- ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用するために必要な事項
 - ① 法人が保有するデータの所在情報の明示
 - ② データへのアクセス権の設定
 - ③ データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第25条 信用基金は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関し、以下の事項を定める規程を整備するものとする。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

- イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムに係るリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ロ 情報漏えいの防止（システム管理を外部に委託している場合を含む。）

(2) 個人情報保護に関する事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
- ロ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

（情報の適切な管理及び公開に関する事項）

第26条 信用基金は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程を整備するものとする。

第8章 その他業務の執行に関して必要な事項

（役員等の責任の一部免除又は限定）

第27条 信用基金は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、同条第4項に定めるところにより、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た

額を限度として、農林水産大臣の承認を得て免除することができる。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第28条 この業務方法書に定める利率及び違約金の額の計算の基礎となる年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(細則)

第29条 信用基金は、業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営に関し必要な事項について細則を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、農林水産大臣の認可があった日から施行する。

附 則

この業務方法書の変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可があった日から施行する。

別表 1 農業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限

貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限
1. 年度末不足資金	農業共済団体等の前事業年度末における農作物共済勘定、家畜共済勘定、果樹共済勘定、畑作物共済勘定及び園芸施設共済勘定の各勘定ごとの収支計算上生じた不足金の合計額に支払利息を加算して得られる金額	年6.57%以内	1年以内
2. 保険金（共済金）支払不足資金	農業共済団体等の農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る支払うべき保険金又は共済金の額から当該農業共済団体等の手持資金の額を控除した額に支払利息を加算して得られる金額		
3. 再保険金（保険金）資金	農業共済組合連合会又は特定組合の支払を受けていない再保険金又は保険金に相当する額に支払利息を加算して得られる金額		

別表 2 農業災害補償関係業務の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限

保証資金の種類	保証金額の限度	保証料率	期限
1. 年度末不足資金	農業共済団体等の前事業年度末における農作物共済勘定、家畜共済勘定、果樹共済勘定、畑作物共済勘定及び園芸施設共済勘定の各勘定ごとの収支計算上生じた不足金の合計額に支払利息を加算して得られる金額	なし	1年以内
2. 保険金（共済金）支払不足資金	農業共済団体等の農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る支払うべき保険金又は共済金の額から当該農業共済団体等の手持資金の額を控除した額に支払利息を加算して得られる金額		
3. 再保険金（保険金）資金	農業共済組合連合会又は特定組合の支払を受けていない再保険金又は保険金に相当する額に支払利息を加算して得られる金額		

別表3 農業災害補償関係業務の寄託の引受けに係る利率及び期限

利率	期限
年6.57%以内	1年以内

別表4 漁業災害補償関係業務の資金の貸付けに係る貸付金額の限度、貸付利率及び償還期限

貸付資金の種類	貸付金額の限度	貸付利率	償還期限
共済金等支払資金	<p>貸付金の残高、保証債務の残高及び求償権の金額の合計額に当該貸付けをしようとする金額（信用基金が貸し付けた貸付金又は保証した債務の弁済に充てるための資金として貸付けをしようとする金額を除く。）を加えて得た金額が次に掲げる金額となるまでの金額</p> <p>ア 漁業共済組合にあつては、当該漁業共済組合のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び当該漁業共済組合の地区の全部又は一部をその区域とする都道府県のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額の4倍に相当する金額</p> <p>イ 漁業共済組合連合会にあつては、漁業共済組合連合会のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び政府のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額から2億円を差し引いて得た金額の4倍に相当する金額</p>	年6.57%以内	1年以内

別表5 漁業災害補償関係業務の債務の保証に係る保証金額の限度、保証料率及び期限

保証資金の種類	保証金額の限度	保証料率	期限
共済金等支払資金	<p>貸付金の残高、保証債務の残高及び求償権の金額の合計額に当該保証をしようとする金額を加えて得た金額が次に掲げる金額となるまでの金額</p> <p>ア 漁業共済組合にあつては、当該漁業共済組合のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び当該漁業共済組合の地区の全部又は一部をその区域とする都道府県のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額の4倍に相当する金額</p> <p>イ 漁業共済組合連合会にあつては、漁業共済組合連合会のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額及び政府のこの信用基金に対する払込済み出資金の金額の合計額から2億円を差し引いて得た金額の4倍に相当する金額</p>	なし	1年以内

別表6 漁業災害補償関係業務の寄託の引受けに係る利率及び期限

利率	期限
年6.57%以内	なし

別表 7 信用基金の委託する業務

業務名	委託先及び委託業務内容	根拠法令
農業災害補償関係業務	農林中央金庫等の金融機関 (1) 貸付けの申込みの受付けに関する業務 (2) 貸付金の回収に関する業務 (3) 貸付金の送金又は出納に関する業務 (4) 償還金の送金又は出納に関する業務	農災法第142条の9第1項
	農業共済組合連合会 (1) 組合等に係る貸付け又は債務の保証の申込みの受付けに関する業務 (2) 組合等に係る貸付金の回収に関する業務 (償還金の受領に関するものを除く。) (3) 組合等に係る弁済した保証債務の求償に関する業務(求償金の受領に関するものを除く。)	農災法第142条の9第2項
漁業災害補償関係業務	農林中央金庫等の金融機関 (1) 貸付けの申込みの受付けに関する業務 (2) 貸付金の回収に関する業務 (3) 貸付金の送金又は出納に関する業務 (4) 償還金の送金又は出納に関する業務	漁災法第196条の4第1項